

# 議案第11号

## 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成4年3月19日議決）の一部を変更し、平成22年度分の市町村負担金から適用することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の変更後の欄中下線が引かれた部分を加える。

変 更 後			変 更 前		
県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金			県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金		
事 業 名	市町村負担金の額		事 業 名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの		土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの

1～3 略		
4 農道整備事業 (1)及び(2) 略 (3)農道保全対策事業(広域営農団地農道整備事業・県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業・県営ふるさと農道緊急整備事業・基幹農道整備事業で整備した施設で県が管理しないものに限る。) (4) 略	略	工事費の100分の25に相当する額
5及び6 略		
7 経営体育成基盤整備事業 (1)通作条件整備型 ア 基幹農道整備 ア) 一般型  イ) 保全対策型 (広域営農団地農道整備事	工事費の100分の6.7に相当する額	工事費の100分の25に相当する額

1～3 略		
4 農道整備事業 (1)及び(2) 略 (3)農道保全対策事業(広域営農団地農道整備事業・県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業・県営ふるさと農道緊急整備事業・基幹農道整備事業で整備した施設) (4) 略	略	工事費の100分の25に相当する額
5及び6 略		
7 経営体育成基盤整備事業		工事費の100分の10に相当する額

業・県営農林漁  
業用揮発油税財  
源身替農道整備  
事業・県営ふる  
さと農道緊急整  
備事業・基幹農  
道整備事業で整  
備した施設で県  
が管理しないも  
のに限る。)

イ 一般農道整備

工事費の100分の  
18に相当する額。  
ただし、舗装のみ  
を行う事業につい  
ては、工事費の100  
分の20に相当する  
額  
工事費の100分の  
10に相当する額

(2)(1)以外のもの

8～19 略

備考

1～4 略

8～19 略

備考

1～4 略